

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第1号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)

東海第二発電所 有毒ガス防護

差異理由

品質管理	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一
(責任及び権限) 第十四条 経営責任者は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の連携を定めて、関係する委員が責任を担うことができるようにしなければならない。 (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 第四十条 2 原子力事業者等は、保安活動の重要性に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮すること。 一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 二 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。 (設計開発計画) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する。この場合、次に掲げる事項を管理し、これを管理しなければならない。 (設計開発に用いる情報) 第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 一 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なものであること。 二 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び委員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の連携を定めて、関係する委員が責任を担うことができるようにする。 4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (2) 組織は、保安活動の重要性に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮すること。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつていない設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。 7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する。この場合、次に掲げる事項を管理し、これを管理しなければならない。 7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 — 7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を用いた情報と対比して、その妥当性を評価し、承認する。	4. 1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達を含む。） その後の工事等の活動は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。 4. 2 その後の設計、工事等の各段階とその審査 4. 2. 1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。 4. 2. 2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事の長は、技術標準規程に規定する設計の長は、設計実施の責任を担う。レビューを実施する。その後の設計及び工事等の各段階において、レビューを実施すること。また、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事の主要な組織の中で当該設計の設計に関する専門家を委嘱して実施する。 4. 3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する設計の長は、設計実施における技術標準規程等への適合性を確保するための設計を実施する。 4. 3. 1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する設計の長は、設計実施に必要な要求事項を明確にする。 4. 3. 2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する設計の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。 4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する設計の長は、適合性確認対象設備の技術標準規程等への適合性を確保するための設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主管する設計の長は、技術標準規程等への適合性確認対象設備に

品質管理	本文十一号	添付書類十一
(設計開発に用いる情報) 第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 一 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なものであること。 二 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(7) (iii) b. 設計開発の結果に係る情報 (a) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 (a-1) 従前及び性能に係る要求事項 (a-2) 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なものであること。 (a-3) 関係法令 (b) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 設計を主管する設計の長は、設計実施に必要な要求事項を明確にする。 4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する設計の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。 4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する設計の長は、適合性確認対象設備の技術標準規程等への適合性を確保するための設計を実施する。 (1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主管する設計の長は、技術標準規程等に必要な要求事項に対する設計方針を明確にするために、技術標準規程の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主管する設計の長は、適合性確認対象設備に対する設計の適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。 (3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する設計の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「確認による解析」及び「手計算による目視解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。 (4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する設計の長は、設計実施のアウトプットに対する検証の明確化及び14.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定（参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者を実施させる。 (5) 設計申請書の作成 設計を主管する設計の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計に必要書類等をとりまとめる。

・記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第1号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 310 299 835">品管規則</th> <th data-bbox="172 842 299 1367">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="172 1373 299 1898">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 310 299 835"> <p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>二 調査、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="219 842 299 1367"> <p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>ア．設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>イ．調査、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>ロ．合否判定基準を含むものであること。</p> <p>ハ．機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>ア．設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>イ．設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> </td> <td data-bbox="219 1373 299 1898"> <p>必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文中に各条文中に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文中の適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による巨細解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4. 3. 1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4. 3. 2 各条文中の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることこの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計承認申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計に必要書類等を取りまとめる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>二 調査、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p>	<p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>ア．設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>イ．調査、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>ロ．合否判定基準を含むものであること。</p> <p>ハ．機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>ア．設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>イ．設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p>	<p>必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文中に各条文中に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文中の適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による巨細解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4. 3. 1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4. 3. 2 各条文中の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることこの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計承認申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計に必要書類等を取りまとめる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 310 1531 835">品質管理に必要な体制の基礎に関する規則</th> <th data-bbox="1403 842 1531 1367">本文十一号</th> <th data-bbox="1403 1373 1531 1898">添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1451 310 1531 835"> <p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1451 842 1531 1367"> <p>(7) (iii) g. 設計開発の変更の管理</p> <p>(a) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(b) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(c) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> </td> <td data-bbox="1451 1373 1531 1898"> <p>(6) 設計承認申請書の承認</p> <p>設計承認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、設計を主管する組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 施工における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主管する組織の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施組織からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 基礎の仕様の適合性確認</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品質管理に必要な体制の基礎に関する規則	本文十一号	添付書類十一	<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。</p>	<p>(7) (iii) g. 設計開発の変更の管理</p> <p>(a) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(b) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(c) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>(6) 設計承認申請書の承認</p> <p>設計承認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、設計を主管する組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 施工における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主管する組織の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施組織からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 基礎の仕様の適合性確認</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>二 調査、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p> <p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p>	<p>して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>ア．設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>イ．調査、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>ロ．合否判定基準を含むものであること。</p> <p>ハ．機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせなければならない。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>ア．設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>イ．設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p>	<p>必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文中に各条文中に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文中の適合性を確保するための設計（設計2）</p> <p>設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理</p> <p>設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による巨細解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証</p> <p>設計を主管する箇所の長は、「4. 3. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（4. 3. 1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化）及び「4. 3. 2 各条文中の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることこの検証を、組織の要員に指示する。</p> <p>なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設計承認申請書の作成</p> <p>設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設計に必要書類等を取りまとめる。</p>												
品質管理に必要な体制の基礎に関する規則	本文十一号	添付書類十一												
<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。</p>	<p>(7) (iii) g. 設計開発の変更の管理</p> <p>(a) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(b) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(c) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p>	<p>(6) 設計承認申請書の承認</p> <p>設計承認申請書の取りまとめを主管する組織の長は、設計を主管する組織の長が作成した資料を取りまとめ、原子力施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>4.3.4 設計における変更</p> <p>設計を主管する組織の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する組織の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 施工における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主管する組織の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施</p> <p>工事を主管する組織の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施組織からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項</p> <p>使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。</p> <p>(1) 基礎の仕様の適合性確認</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画</p> <p>検査を担当する組織の長は、適合性確認対象設備が、認可された施工に記録された仕様及びプロセセスのとおりに実施すること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第1号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)		東海第二発電所 有毒ガス防護		差異理由
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	設置許可添付書類十一	
<p>ばならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>—</p> <p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更に関する内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む）を行わなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p>	<p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>—</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む）を行う。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p>	<p>(6) 設工認申請書の承認</p> <p>設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p> <p>4. 3. 4 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じて修正する。</p> <p>4. 4 工事に係る品質管理の方法</p> <p>工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4. 6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4. 4. 1 具体的な設備の設計の実施（設計3）</p> <p>工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p>	<p>添付書類十一</p> <p>4.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する組織の長は、使用前事業者検査が確実に実施されることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体同を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>設工認における調達管理は、設工認で行う調達管理を確保するために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>契約及び調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じて適切な評価を行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（14.6.3(2) 調達製品の管理、参照）</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に添じた必要な管理を実施する。</p>	
<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>—</p> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p>	<p>本文十一号</p> <p>—</p> <p>(7)(iv) a. 調達プロセス</p> <p>(a) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>(b) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等であることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(c) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(7)(v) b. 調達物品等要求事項</p> <p>(a) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>(a-1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>(a-2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>(a-3) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(a-4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>(a-5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>(a-6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>(a-7) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(b) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(d) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。</p>	<p>—</p> <p>4.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する組織の長は、使用前事業者検査が確実に実施されることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体同を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>設工認における調達管理は、設工認で行う調達管理を確保するために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>契約及び調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じて適切な評価を行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（14.6.3(2) 調達製品の管理、参照）</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に添じた必要な管理を実施する。</p>	<p>—</p> <p>4.5.3 検査計画の管理</p> <p>検査に係るプロセスの取りまとめを主管する組織の長は、使用前事業者検査が確実に実施されることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施</p> <p>使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体同を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法</p> <p>設工認における調達管理は、設工認で行う調達管理を確保するために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価</p> <p>契約及び調達を主管する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する組織の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じて適切な評価を行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する組織の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（14.6.3(2) 調達製品の管理、参照）</p> <p>(2) 調達製品の管理</p> <p>調達を主管する組織の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に添じた必要な管理を実施する。</p>	<p>・ 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第1 1号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)		東海第二発電所 有毒ガス防護		差異理由
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一		
<p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>4. 4. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p>		
<p>(機器等の検査等)</p> <p>第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。</p>	<p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員とその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p>	<p>4. 5. 使用事前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4. 5. 1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであり、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4. 5. 2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4. 5. 3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に実施されることを管理する。</p> <p>4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p>		
<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにならなければならない。</p>	<p>7. 4 調達</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにならなければならない。</p>	<p>4. 6. 設工認における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4. 6. 1 供給者の技術的評価</p>		
<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則</p> <p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の状況の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにならなければならない。</p> <p>(文書の管理)</p> <p>第七七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>第八八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができ、かつ、必要に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p>	<p>(iv) c. 調達物品等の検証</p> <p>(a) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(b) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の状況の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> <p>(7) (iv) a. 調達プロセス</p> <p>(a) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにならなければならない。</p> <p>(4) (ii) c. 文書の管理</p> <p>(a) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>(4) (ii) d. 記録の管理</p> <p>(a) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を検証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができ、かつ、必要に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(8) (iii) a. 不適合の管理</p> <p>a. 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されることのないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p>	<p>(3) 調達物品等の検証 調達を主管する組織の長は、調達物品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達物品の検証を行う。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>4. 6. 4 調達先品質保証監査 供給者に対する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に実施されていることを、調達先品質保証監査を実施する。</p> <p>4. 7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する組織の長は、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>		
				<p>・ 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第1号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 296 528 338">品管規則</th> <th data-bbox="172 338 528 464">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="172 464 528 814">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 338 528 814"> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調査物品等要求事項に従い、調査物品等を供給する能力を根拠として調査物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調査物品等要求事項) 第三十五条 原子力事業者等は、調査物品等に関する情報に、次に掲げる調査物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調査物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調査物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>三 調査物品等の供給者の品質マネジメントに係る要求事項</p> <p>四 調査物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調査物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調査物品等に必要な要求事項</p> </td> <td data-bbox="528 338 982 814"> <p>という。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調査物品等要求事項に従い、調査物品等を供給する能力を根拠として調査物品等の供給者を評価し、選定する。</p> </td> <td data-bbox="982 338 1151 814"> <p>調査を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調査製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調査を主管する箇所の長は、設工認に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4. 6. 3 調査製品の調査管理</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調査管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調査を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調査要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(1.4. 6. 3(2) 調査製品の管理」参照)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 338 982 814"> <p>7. 4. 2 調査物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調査物品等に関する情報に、次に掲げる調査物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調査物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調査物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調査物品等の供給者の品質マネジメントに係る要求事項</p> <p>d. 調査物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調査物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調査物品等に必要な要求事項</p> </td> <td data-bbox="982 338 1151 814"> <p>7. 4. 2 調査物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調査物品等を受領する場合には、調査物品等の供給者に対し、調査物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> </td> <td data-bbox="1151 338 1297 814"> <p>(2) 調査製品の管理</p> <p>調査を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調査製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調査製品の検証</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査製品が調査要求事項を満たしていることを確保するために調査製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調査製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 814 982 1932"> <p>(調査物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p> </td> <td data-bbox="982 814 1297 1932"> <p>7. 4. 3 調査物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定める。</p> </td> <td data-bbox="1151 814 1297 1932"></td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調査物品等要求事項に従い、調査物品等を供給する能力を根拠として調査物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調査物品等要求事項) 第三十五条 原子力事業者等は、調査物品等に関する情報に、次に掲げる調査物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調査物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調査物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>三 調査物品等の供給者の品質マネジメントに係る要求事項</p> <p>四 調査物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調査物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調査物品等に必要な要求事項</p>	<p>という。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調査物品等要求事項に従い、調査物品等を供給する能力を根拠として調査物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	<p>調査を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調査製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調査を主管する箇所の長は、設工認に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4. 6. 3 調査製品の調査管理</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調査管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調査を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調査要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(1.4. 6. 3(2) 調査製品の管理」参照)</p>	<p>7. 4. 2 調査物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調査物品等に関する情報に、次に掲げる調査物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調査物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調査物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調査物品等の供給者の品質マネジメントに係る要求事項</p> <p>d. 調査物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調査物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調査物品等に必要な要求事項</p>	<p>7. 4. 2 調査物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調査物品等を受領する場合には、調査物品等の供給者に対し、調査物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>(2) 調査製品の管理</p> <p>調査を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調査製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調査製品の検証</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査製品が調査要求事項を満たしていることを確保するために調査製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調査製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>	<p>(調査物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>7. 4. 3 調査物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定める。</p>			
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一												
<p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調査物品等要求事項に従い、調査物品等を供給する能力を根拠として調査物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>(調査物品等要求事項) 第三十五条 原子力事業者等は、調査物品等に関する情報に、次に掲げる調査物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調査物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>二 調査物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>三 調査物品等の供給者の品質マネジメントに係る要求事項</p> <p>四 調査物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 調査物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>七 その他調査物品等に必要な要求事項</p>	<p>という。)に適合するようにする。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調査物品等の供給者及び調査物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調査物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調査物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) 組織は、調査物品等要求事項に従い、調査物品等を供給する能力を根拠として調査物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	<p>調査を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調査製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4. 6. 2 供給者の選定</p> <p>調査を主管する箇所の長は、設工認に必要な調査を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4. 6. 3 調査製品の調査管理</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調査管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調査を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づき調査要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(1.4. 6. 3(2) 調査製品の管理」参照)</p>												
<p>7. 4. 2 調査物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、調査物品等に関する情報に、次に掲げる調査物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a. 調査物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b. 調査物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c. 調査物品等の供給者の品質マネジメントに係る要求事項</p> <p>d. 調査物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>e. 調査物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調査物品等に必要な要求事項</p>	<p>7. 4. 2 調査物品等要求事項</p> <p>(4) 組織は、調査物品等を受領する場合には、調査物品等の供給者に対し、調査物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>(2) 調査製品の管理</p> <p>調査を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調査製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調査製品の検証</p> <p>調査を主管する箇所の長は、調査製品が調査要求事項を満たしていることを確保するために調査製品の検証を行う。</p> <p>なお、供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調査製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p>												
<p>(調査物品等の検証)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	<p>7. 4. 3 調査物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調査物品等が調査物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調査物品等の供給者の工場等において調査物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調査物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調査物品等要求事項の中で明確に定める。</p>													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第1号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 300 388 823">品管規則</th> <th data-bbox="329 823 388 1346">設置許可本文十一号</th> <th data-bbox="329 1346 388 1873">設置許可添付書類十一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="388 300 747 823"> <p>(調達プロセス) 第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>(文書の管理) 第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理) 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理) 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> </td> <td data-bbox="388 823 747 1346"> <p>7. 4. 1 調達プロセス (D) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理 (D) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理 (D) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理 (D) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> </td> <td data-bbox="388 1346 747 1873"> <p>4. 6. 4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その他設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その他の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者が実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	<p>(調達プロセス) 第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>(文書の管理) 第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理) 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理) 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス (D) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理 (D) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理 (D) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理 (D) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p>	<p>4. 6. 4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その他設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その他の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者が実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>			
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一							
<p>(調達プロセス) 第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにならなければならない。</p> <p>(文書の管理) 第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>(記録の管理) 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>(不適合の管理) 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス (D) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理 (D) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理 (D) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>8. 3 不適合の管理 (D) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p>	<p>4. 6. 4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4. 7 その他設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4. 8 その他の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者が実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>							